

船舶事故調査報告書

令和3年11月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和3年1月26日 07時25分ごろ
発生場所	北海道函館市山背泊 ^{やませどまり} 漁港西方の海岸付近 山背泊港南防波堤灯台から真方位278°1,200m付近 (概位 北緯41°47.2′ 東経141°07.0′)
事故の概要	漁船第五海幸丸 ^{かいこう} は、操業中、浸水した。
事故調査の経過	令和3年3月22日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第五海幸丸、0.7トン
船舶番号、船舶所有者等	HK3-124368（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機等に濡れ損（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 5、視界 良好 海象：うねり 波向南東、波高 約1m、潮汐 低潮時、海面水温 約0～3℃
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、刺し網漁の操業中、南東寄りの風が強まる状況下、あらかじめ仕掛けていた刺し網を船尾側から揚収作業中に同網が船外機のプロペラに絡まったので、船長が船外機を停止してプロペラからの取り外しを行っていたところ、船首が北西方に向いた状態で、船尾方から波高約1mのうねりを徐々に受け、海水が船内に流入し、水船状態となった。</p> <p>船長は、本船が転覆すると自身が網に絡まったりするなどの身の危険を感じたので、事前に本船から離れようと思い、海に飛び込んで、陸岸に向けて泳いでいたところ、陸上で本船の様子に気付いた漁業者3人が漁船で来援し、同船によって救助された。</p> <p>本船は、転覆して沈没し、後日、引き揚げられた。</p> <p>本船は、和船型のFRP製であった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>本事故発生場所付近は、水深が約5mである。</p>
分析	本船は、操業中、船長が船尾側から網を揚げていたことから、船外機のプロペラに網が絡まり、船尾方からうねりを受けて海水が船内に流入して浸水したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が操業中、船長が船尾側から網を揚げていたため、船外機のプロペラに網が絡まり、船尾方からうねりを受けて海水が船内に流入して浸水したものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小型漁船で刺し網漁を行う者は、揚網時、網が推進器に絡まないよう、できる限り、船尾側から網を揚げないこと。
--------------	--